業務名（業務コード）　輸出申告変更事項登録（ＥＤＡ０１）

項番	欄	項目名	ID	属性	桁	繰1	繰2	条件（Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳ）								変更可／不可（○：変更可　×：変更不可　－：対象外）				入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	条件（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳ）						変更可／不可 （○：変更可　×：変更不可　－：対象		入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	コード	入力条件／形式	端末仕様（参考）				
								輸出申告/特定委託輸出申告/特定製造貨物輸出申告/積戻し申告~~/コンテナ扱い申出~~		特定輸出申告		展示等積戻し申告		~~コンテナ扱い申出~~		①通常申告の変更 **②搬入後申告の変更** **③搬入前申告の変更（貨物搬入後）**	~~予備申告の変更~~ ~~（コンテナ扱い申出兼用含む）~~ **搬入前申告の変更（貨物搬入前）**	~~コンテナ扱い申出の変更~~	~~コンテナ扱い申出適用後の変更事項~~		輸出申告/特定委託輸出申告/特定製造貨物輸出申告/積戻し申告		特定輸出申告		展示等積戻し申告		①通常申告の変更 **②搬入後申告の変更** **③搬入前申告の変更（貨物搬入後）**	~~予備申告の変更~~ **搬入前申告の変更（貨物搬入前）**				EL	R	履歴	PM	既定値
								大額	少額	大額	少額	大額	少額	~~大額~~	~~少額~~						大額	少額	大額	少額	大額	少額										
1		入力共通項目		an	398			M	M	M	M	M	M	~~M~~	~~M~~	-	-	~~-~~	~~-~~		M	M	M	M	M	M	-	-								
2		申告等番号	ECN	an	11			M	M	M	M	M	M	~~M~~	~~M~~	-	-	~~-~~	~~-~~		M	M	M	M	M	M	-	-								
3		大額・少額識別	LSS	an	1			M	M	M	M	M	M	~~M~~	~~M~~	○	○	~~○~~	~~○~~		M	M	M	M	M	M	○	○			Ｌ：大額申告 Ｓ：少額申告					
4		申告等種別コード	ECB	an	1			M	M	M	M	M	M	~~M~~	~~M~~	×	×	~~×~~	~~○~~ ~~（ＣからＥ、ＮまたはＲへの変更のみ可能）~~		M	M	M	M	M	M	×	×			（１）道路運送車両法における輸出抹消仮登録を証明する場合は、「Ｅ」、「Ｎ」、「Ｍ」~~、「Ｃ」~~または「Ｔ」のみ入力可 （２）通過貿易統計計上対象の貨物が１欄以上含まれる場合は、「Ｒ」~~、「Ｃ」~~または「Ｇ」のみ入力可 （３）洋上輸出の場合は、「Ｅ」のみ入力可 （４）特定委託輸出申告の場合は、「Ｎ」~~または「Ｃ」~~のみ入力可 （５）特定製造貨物輸出申告の場合は、「Ｍ」~~または「Ｃ」~~のみ入力可 Ｅ：輸出申告 Ｎ：特定委託輸出申告 Ｍ：特定製造貨物輸出申告 Ｒ：積戻し申告 Ｔ：特定輸出申告 Ｇ：展示等積戻し申告 ~~Ｃ：コンテナ扱い申出~~					
5		申告先種別コード	TCD	an	1			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~×~~	~~○~~		C	C	C	C	C	C	○	○			Ｒ：緊急通関貨物（税関の同一官署内の特通部門に申告する貨物） Ｔ：特別通関貨物（税関の一般執務時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）					
6		申告貨物識別	KCD	an	1			C	C	X	X	X	X	~~X~~	~~X~~	○ （郵便物から他の貨物への変更および逆の変更の場合は不可）	○ ~~（郵便物から他の貨物への変更および逆の変更の場合は不可）~~	~~-~~	~~○~~		C	C	~~X~~ C	~~X~~ C	C	C	○ （郵便物から他の貨物への変更および逆の変更の場合は不可）	○ ~~（郵便物から他の貨物への変更および逆の変更の場合は不可）~~			（１）申告等種別が「Ｎ」、「Ｍ」、「Ｔ」~~、~~**または**「Ｇ」~~または「Ｃ」~~の場合は、郵便物の申告貨物識別は入力不可 （２）申告等種別が「Ｇ」の場合は、「Ｓ」または「Ｂ」のみ入力可（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳのみ） （３）申告等種別が「Ｅ」、「Ｒ」、「Ｎ」~~または~~、「Ｍ」**または［Ｔ］**の場合で、未ラベル貨物の場合は「Ｋ」を入力（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳのみ） （４）用途外使用の用途に該当しない用途の旨が登録された場合は、「Ｌ」、「Ｘ」、「Ｇ」は入力不可（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳのみ） **（５）申告等種別が「Ｔ」の場合は、「Ｓ」、「Ｂ」または「Ｋ」のみ入力可（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳのみ）** Ｓ：ＳＰ貨物（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳのみ入力可） Ｂ：ＯＢＣ貨物（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳのみ入力可） Ｌ：外交官貨物 Ｘ：ＭＤＡ貨物 Ｇ：米軍払い下げ貨物 Ｐ：プラント輸出貨物（Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳのみ入力可） Ｋ：携帯貨物（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳのみ入力可） Ｅ：ＥＭＳ Ｈ：航空郵便物 Ｍ：海上郵便物（Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳのみ入力可） Ｕ：ＳＡＬ					
7		あて先官署コード	CH	an	2			F	F	M	M	M	M	~~M~~	~~M~~	×	×	~~×~~	~~○~~	保税地域ＤＢ（通関予定蔵置場コード）	F	F	M	M	M	M	×	~~○~~ ~~（認定通関業者の場合のみ変更可能）~~ ~~（詳細は（本文）７．特記事項を参照）~~	保税地域ＤＢ（通関予定蔵置場コード）	税関官署コード	通関予定蔵置場コードで一意に決定しない場合に入力					
8		あて先部門コード	CHB	an	2			F	F	F	F	F	F	~~F~~	~~F~~	○	○	~~○~~	~~○~~		F	F	F	F	F	F	○	○		申告先部門コード	（１）あて先部門を指定する場合に入力 （２）展示等積戻し申告または少額申告の場合で、輸出統計品目番号に入力がなかった場合は、必須入力					
9		申告予定年月日	ECD	n	8			~~C~~ -	~~C~~ -	X	X	X	X	~~X~~	~~X~~	-	○	~~-~~	~~○~~	システム日	~~C~~ -	~~C~~ -	X	X	X	X	-	○	システム日		（１）申告後は入力不可 （２）下記の条件を満たすこと システム日≦申告予定年月日≦税額計算用為替レートの適用最終日					
10		輸出者コード	EPC	an	12			C	C	F	F	C	C	~~C~~	~~C~~	○ （無符号輸出者から有符号輸出者への変更のみ可能）	○ （無符号輸出者から有符号輸出者への変更のみ可能）	~~○~~ ~~（無符号輸出者から有符号輸出者への変更のみ可能）~~	~~○~~ ~~（無符号輸出者から有符号輸出者への変更のみ可能）~~	貨物情報ＤＢ	C	C	M	M	C	C	○ （無符号輸出者から有符号輸出者への変更のみ可能）	○ （無符号輸出者から有符号輸出者への変更のみ可能）		輸出入者コード	先頭８桁で入力した場合は、システムで後４桁に「００００」を補完する					
11		輸出者名	EPN	an	70			F	F	-	-	F	F	~~F~~	~~F~~	×	×	~~×~~	~~×~~	①国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード） ②貨物情報ＤＢ	F	F	-	-	F	F	×	×	国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード）		システムから補完されない場合に入力					
12		郵便番号	EPP	an	7			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~	国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード）	C	C	C	C	C	C	○	○	国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード）		（１）ハイフンを除いた７桁を入力 （２）システムから補完される輸出者郵便番号が、申告すべき輸出者郵便番号と異なる場合に入力					
13		住所１（都道府県）	EPA	an	15			F	F	F	F	F	F	~~F~~	~~F~~	○	○	~~○~~	~~○~~	国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード）	F	F	F	F	F	F	○	○	国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される住所が、申告すべき住所（都道府県）と異なる場合に入力					
14		住所２（市区町村（行政区名））	EAS	an	35			F	F	F	F	F	F	~~F~~	~~F~~	○	○	~~○~~	~~○~~	国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード）	F	F	F	F	F	F	○	○	国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される住所が、申告すべき住所（市区町村（行政区名））と異なる場合に入力					
15		住所３（町域名・番地）	EAC	an	35			F	F	F	F	F	F	~~F~~	~~F~~	○	○	~~○~~	~~○~~	国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード）	F	F	F	F	F	F	○	○	国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される住所が、申告すべき住所（町域名・番地）と異なる場合に入力 （３）住所３（町域名・番地）欄で、輸出者の住所を入力しきれない場合は次項目に入力					
16		住所４（ビル名ほか）	EAB	an	70			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~	国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード）	C	C	C	C	C	C	○	○	国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される住所が、申告すべき住所（ビル名ほか）と異なる場合に入力					
17		輸出者電話番号	EPT	an	11			F	F	F	F	F	F	~~F~~	~~F~~	○	○	~~○~~	~~○~~	国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード）	F	F	F	F	F	F	○	○	国内用輸出入者ＤＢ（輸出者コード）		（１）ハイフンを除いて入力 （２）システムから補完されない場合に入力 （３）システムから補完される輸出者電話番号が、申告すべき輸出者電話番号と異なる場合に入力					
18		申告予定者コード	ECC	an	5			F	F	X	X	X	X	~~X~~	~~X~~	×	×	~~-~~	~~○~~	①貨物情報ＤＢ ②入力者	C	C	X	X	X	X	-	-		利用者コード	通関業者であること					
19		通関予定蔵置場コード	ST	an	5			F	F	F	F	F	F	~~F~~	~~F~~	○ （申告税関が変わる場合は不可）	○ （申告税関が変わる場合は不可）	~~○~~ ~~（申告税関が変わる場合は不可）~~	~~○~~ ~~（申告税関が変わる場合は不可）~~	貨物情報ＤＢ（複数登録されている場合は、代表搬入予定先）	M	M	M	M	M	M	×	○ （申告税関が変わる場合は不可）		保税地域コード	（１）Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳの場合 ①洋上輸出の場合は、洋上輸出用の通関予定蔵置場をコードで入力 ②輸出抹消仮登録を証明する場合は、洋上輸出用の通関予定蔵置場は入力不可 ③自社施設は特定輸出申告の場合のみ入力可 ④本船・ふ中扱い用の蔵置場は、輸出申告または積戻し申告のみ入力可 （２）Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳの場合 自社施設は特定輸出申告の場合のみ入力可					
20		仕向人コード	CGC	an	12			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~		C	C	C	C	C	C	○	○		輸出入者コード						
21		仕向人名	CGN	an	70			F	F	F	F	F	F	~~F~~	~~F~~	○	○	~~○~~	~~○~~	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）	F	F	F	F	F	F	○	○	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される仕向人名が、申告すべき仕向人名と異なる場合に入力					
22		住所１ （Street and number/P.O.BOX）	CGA	an	35			F	F	F	F	F	F	~~F~~	~~F~~	○	○	~~○~~	~~○~~	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）	F	F	F	F	F	F	○	○	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される仕向人住所が、申請すべき仕向人住所（Street and number/P.O.BOX）と異なる場合に入力					
23		住所２ （Street and number/P.O.BOX）	CAT	an	35			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）	C	C	C	C	C	C	○	○	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される仕向人住所が、申請すべき仕向人住所（Street and number/P.O.BOX）と異なる場合に入力					
24		住所３ （City name）	CAC	an	35			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）	C	C	C	C	C	C	○	○	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される仕向人住所が、申請すべき仕向人住所（City name）と異なる場合に入力					
25		住所４ （Country sub-entity, name）	CAS	an	35			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）	C	C	C	C	C	C	○	○	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される仕向人住所が、申請すべき仕向人住所（Country sub-entity,name）と異なる場合に入力					
26		郵便番号 （Postcode identification）	CGP	an	9			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）	C	C	C	C	C	C	○	○	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される仕向人郵便番号が、申告すべき仕向人郵便番号と異なる場合に入力					
27		国名コード （Country,coded）	CGK	an	2			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）	C	C	C	C	C	C	○	○	海外用輸出入者ＤＢ（仕向人コード）	国連ＬＯＣＯＤＥ（国名２桁）	（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される仕向人国が、申告すべき仕向人国と異なる場合に入力 （３）国名コード「ＪＰ」「ＺＸ」「ＺＹ」及び「ＺＺ」は入力不可					
28		輸出管理番号	EKN	an	35			M	M	M	M	M	M	~~M~~	~~M~~	○ （仕分けの子への変更のみ可）	○ （仕分けの子への変更のみ可）	~~×~~	~~×~~		X	X	X	X	X	X	-	-								
29		ＡＷＢ番号	AWB	an	35			C	C	C	C	C	C	~~X~~	~~X~~	○	○	~~-~~	~~○~~		M	M	M	M	M	M	○	○			（１）Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳの場合 ①航空貨物の場合に入力。（申告貨物識別が「Ｅ」、「Ｈ」の場合を除く。） ②申告貨物識別が「Ｍ」の場合は入力不可 （２）Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳの場合 ＡＷＢ（ＨＡＷＢ）番号のプリフィックス部及び通番部を入力					
30		貨物個数	NO	n	8			F	F	F	F	F	F	~~F~~	~~F~~	○	○	~~○~~	~~○~~	貨物情報ＤＢ	M	M	M	M	M	M	○	○			（１）小数部は入力不可 （２）個数で表現できない場合は便宜的に「１」を入力（Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳのみ）		○			
31		個数単位コード	NOT	an	3			M	M	M	M	M	M	~~M~~	~~M~~	○	○	~~○~~	~~○~~	貨物情報ＤＢ	X	X	X	X	X	X	-	-		包装種類コード（ＵＮ／ＥＣＥ勧告第２１号・英字）						
32		貨物重量（グロス）	GW	n	10			F	F	F	F	F	F	~~F~~	~~F~~	○	○	~~○~~	~~○~~	貨物情報ＤＢ	X	X	X	X	X	X	-	-			整数部６桁、小数部３桁以内で入力		○			
33		重量単位コード（グロス）	GWT	an	3			M	F	M	M	M	M	~~M~~	~~M~~	○	○	~~○~~	~~○~~	貨物情報ＤＢ	X	X	X	X	X	X	-	-		数量単位コード（ＵＮ／ＥＣＥ勧告第２０号・英字）						
34		記号番号	MRK	an	140			C	C	F	F	F	F	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~	貨物情報ＤＢ（コンテナ扱い申出の場合を除く。）	X	X	X	X	X	X	-	-			申告等種別が「Ｅ」、「Ｎ」、「Ｍ」または「Ｒ」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること					
35		最終仕向地コード	DSC	an	5			F	F	F	F	F	F	~~F~~	~~F~~	○	○	~~○~~	~~○~~	貨物情報ＤＢ	M	M	M	M	M	M	○	○		国連ＬＯＣＯＤＥ	国名コード「ＪＰ」「ＺＸ」「ＺＹ」及び「ＺＺ」は入力不可					
36		最終仕向地名	DSN	an	20			F	F	F	F	F	F	~~F~~	~~F~~	○	○	~~○~~	~~○~~	国連ＬＯＣＯＤＥ（最終仕向地コード）	F	F	F	F	F	F	○	○	国連ＬＯＣＯＤＥ（最終仕向地コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される仕向地名が、申告すべき仕向地名と異なる場合に入力					
37		積込港コード	PSC	an	3			F	F	F	F	F	F	~~X~~	~~X~~	○	○	~~-~~	~~○~~	貨物情報ＤＢ	M	M	M	M	M	M	○	○		国連ＬＯＣＯＤＥ（国名２桁を除く３桁）	（１）洋上輸出の場合は、「ＺＺＺ」を入力 （２）郵便物の場合は、「ＺＺＺ」も入力可					
38		貿易形態別符号	BOK	an	3			C	X	C	X	X	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~-~~	~~○~~		C	X	C	X	X	X	○	○		貿易形態別符号	統計計上を要する貨物の場合に入力					
39		積載予定船舶コード	VSC	an	9			C	C	F	F	F	F	~~X~~	~~X~~	○	○	~~-~~	~~○~~	貨物情報ＤＢ（航空貨物情報の場合を除く。）	X	X	X	X	X	X	-	-		コールサイン	Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳの場合 （１）コード化されていないコールサインの場合は、「９９９９」を入力 （２）航空貨物の場合は、「Ａ」を入力。ただし、ＡＷＢ番号に入力がある場合のみ入力可 （３）申告等種別が「Ｅ」、「Ｎ」、「Ｍ」または「Ｒ」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること （４）申告貨物識別が「Ｍ」の場合は、「Ａ」の入力不可					
40		積載予定船（機）名	VSN	an	35			C	C	F	F	F	F	~~X~~	~~X~~	○	○	~~-~~	~~○~~	①船舶ＤＢ ②貨物情報ＤＢ（航空貨物情報の場合を除く。）	X	X	X	X	X	X	-	-			Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳの場合 （１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される積載予定船名が、申告すべき船名と異なる場合に入力 （３）航空貨物の場合は、航空機の所属会社名を入力 （４）申告等種別が「Ｅ」、「Ｎ」、「Ｍ」または「Ｒ」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること					
41		出港予定年月日	SYM	n	8			C	C	F	F	F	F	~~X~~	~~X~~	○	○	~~-~~	~~○~~	貨物情報ＤＢ	C	X	C	X	C	X	○	○			（１）下記の条件を満たすこと 申告予定年月日≦出港予定年月日≦システム日＋システムで定められた管理日数（３０日） （２）洋上輸出の場合は、入力不可 （３）申告する貨物の搭載予定年月日を入力（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳのみ） （４）統計計上を要する申告で積込港がシステム外の場合は必須入力（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳのみ） （５）申告等種別が「Ｅ」、「Ｎ」、「Ｍ」または「Ｒ」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること					
42		~~コンテナ扱い本数~~ **コンテナ本数**	COS	n	3			C	C	C	C	X	X	~~M~~	~~M~~	○	○	~~○~~	~~○~~	貨物情報ＤＢ	X	X	X	X	X	X	-	-			（１）コンテナ扱い貨物の場合のみ入力 **（２）コンテナ詰めの混載貨物の場合は、以下の通り入力** **１桁目：「９」** **２、３桁目：コンテナ本数（「０１」～「９９」を入**		○			
43		税関調査用符号	CI	an	5			C	C	C	C	X	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~-~~	~~○~~		C	C	C	C	X	X	○	○			税関が指示した場合に、指定されたコードを入力					
44		輸出承認証等区分	LI	an	2			M	M	M	M	M	M	~~M~~	~~M~~	○	○	~~○~~	~~○~~		M	M	M	M	X	X	○	○			ＦＥ：外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という）第４８条第１項に該当するもの（輸出貿易管理令（以下、「輸出令」という）第４条第１項第３号イから二または第４号イから二該当の有無を含む。） Ｎ１：「ＦＥ」該当だが特例扱いで許可証等が不要な場合 Ｅ１：輸出令第２条第１項第１号または第１号の２に該当するもの Ｎ２：「Ｅ１」該当だが特例扱いで許可証等が不要な場合 Ｅ２：輸出令第２条第１項第２号に該当するもの Ｎ３：「Ｅ２」該当だが特例扱いで許可証等が不要な場合 ＦＴ：外国為替令第６条、第８条または第１７条第２項に該当するもの ＮＯ：上記に該当しないもの（輸出承認等不要の場合）（輸出令第４条第１項第３号イから二または第４号イから二非該当を含む。）					
45		事前検査済貨物等識別	CHK	an	1			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~		C	C	C	C	C	C	○	○			Ａ：事前検査済貨物 Ｂ：内容点検実施済貨物 Ｃ：事前検査及び内容点検実施済貨物 Ｄ：確認依頼					

業務名（業務コード）			輸出申告変更事項登録（ＥＤＡ０１）																													端末仕様（参考）				
項番	欄	項目名	ID	属性	桁	繰1	繰2	条件（Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳ）								変更可／不可（○：変更可　×：変更不可　－：対象外）				入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	条件（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳ）						変更可／不可（○：変更可　×：変更不可　－：対象外）		入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	コード	入力条件／形式	EL	R	履歴	PM	既定値
								輸出申告/特定委託輸出申告/特定製造貨物輸出申告/積戻し申告/~~コンテナ扱い申出~~		特定輸出申告		展示等積戻し申告		~~コンテナ扱い申出~~		①通常申告の変更 **②搬入後申告の変更** **③搬入前申告の変更（貨物搬入後）**	~~予備申告の変更~~ ~~（コンテナ扱い申出兼用含む）~~ **搬入前申告の変更（貨物搬入前）**	~~コンテナ扱い申出の変更~~	~~コンテナ扱い申出適用後の変更事項~~		輸出申告/特定委託輸出申告/特定製造貨物輸出申告/積戻し申告		特定輸出申告		展示等積戻し申告		①通常申告の変更 **②搬入後申告の変更** **③搬入前申告の変更（貨物搬入後）**	~~予備申告の変更~~ **搬入前申告の変更** **（貨物搬入前）**								
								大額	少額	大額	少額	大額	少額	~~大額~~	~~少額~~						大額	少額	大額	少額	大額	少額										
46		輸出承認証等識別	LC_	an	4	5		C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~		C	C	C	C	C	C	○	○		輸出承認証等識別コード	（１）他法令コードに、システムで輸出抹消仮登録を証明する旨のコードが入力された場合は、「ＭＯＴＳ」を入力 （２）以下の輸出承認証等識別コードを入力する場合は、同一コードの重複がないこと ①ＩＴＮＯ：展示等申告番号 ②ＭＯＴＳ：システムでの道路運送車両法における輸出抹消仮登録 ③ＨＦＮＮ：システムでの本船・ふ中扱い承認申請番号 ~~④ＨＣＮＣ：包括コンテナ扱い申出番号~~ （３）展示等積戻し申告の場合は、「ＩＴＮＯ」を必須入力 （４）特定委託輸出申告の場合は、「ＡＥＯＵ」または「ＡＥＯＨ」を必須入力					
47		輸出承認証番号等	LN_	an	20	*		M	M	M	M	M	M	~~M~~	~~M~~	○	○	~~○~~	~~○~~		M	M	M	M	M	M	○	○			（１）展示等積戻し申告の場合は、以下の内容を入力 「展示等申告番号（１１桁）＋本邦到着時の積出国（２桁）」 （２）輸出承認証等識別に「ＡＥＯＵ」を入力した場合は、特定保税運送者の利用者コード（５桁）を入力					
48		インボイス識別	IVS	an	1			C	C	C	C	X	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		C	C	C	C	X	X	○	○			Ａ：インボイス Ｂ：インボイスに代わる書類 Ｃ：電子インボイス（ＮＡＣＣＳ／仕分情報あり） Ｄ：電子インボイス（ＮＡＣＣＳ／仕分情報なし）					
49		電子インボイス受付番号	IVU	an	10			C	C	C	C	X	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		C	C	C	C	X	X	○	○			（１）インボイス識別に「Ｃ」または「Ｄ」が入力された場合は、電子インボイス受付番号を必須入力 （２）インボイス識別に「Ｃ」または「Ｄ」以外が入力された場合は、入力不可					
50		インボイス番号	IVN	an	35			C	C	C	C	X	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		C	C	C	C	X	X	○	○								
51		インボイス価格条件コード	IP1	an	3			M	M	M	M	X	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		M	M	M	M	X	X	○	○		価格条件コード						
52		インボイス通貨コード	IP2	an	3			M	M	M	M	X	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		M	M	M	M	X	X	○	○		通貨コード（ＩＳＯ４２１７・英字）						
53		インボイス価格	IP3	n	18			M	M	M	M	X	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		M	M	M	M	X	X	○	○			（１）インボイス通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、小数部２桁まで入力可 （２）インボイス通貨コードが「ＪＰＹ」の場合は、小数部入力不可		○			
54		インボイス価格区分コード	IP4	an	1			M	M	M	M	X	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		M	M	M	M	X	X	○	○			Ａ：有償貨物のインボイス価格 Ｂ：無償貨物のインボイス価格 Ｃ：有償貨物、無償貨物の混在したインボイス価格 Ｄ：上記以外の価格					
55		ＦＯＢ通貨コード	FCD	an	3			C	C	C	C	M	M	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		C	C	C	C	M	M	○	○		通貨コード（ＩＳＯ４２１７・英字）	（１）インボイス価格条件コードがＦＯＢの場合は、入力省略可 （２）展示等積戻し申告の場合は「ＪＰＹ」のみ入力可					
56		ＦＯＢ価格	FKK	n	18			M	M	M	M	M	M	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		M	M	M	M	M	M	○	○			（１）インボイス価格条件コードがＦＯＢの場合は、入力省略可 （２）ＦＯＢ通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、小数部２桁まで入力可 （３）ＦＯＢ通貨コードが「ＪＰＹ」の場合は、小数部入力不可		○			
57		ベーシックプライス合計	TP	n	18			C	X	C	X	C	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		C	X	C	X	C	X	○	○			（１）システムで算出する按分係数合計によらず、按分係数の合計値を指定する場合に入力 （２）小数部２桁まで入力可		○			
58		要船積（搭載）確認識別	LN	an	1			C	C	~~X~~ C	~~X~~ C	X	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		C	C	~~X~~ C	~~X~~ C	X	X	○	○			（１）船積（搭載）確認が必要な場合に「Ｙ」を入力 （２）以下の場合は、システムで自動的に要船積（搭載）確認対象とする ①積戻し申告 ②用途外使用の用途に該当しない用途 ③関税の減免戻税または内国消費税の免税還付 ~~④特定輸出申告~~ **特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告で、当該申告を行う通関業者の通関行の許可に係る税関の管轄区域外に申告を行った場合** ⑤展示等積戻し申告					
59		バンニング場所コード	VC_	an	12	5		C	C	C	C	X	X	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~		X	X	X	X	X	X	－	－		保税地域コードまたは輸出入者コード	~~（１）コンテナ扱い申出の場合は、１欄目を必須入力~~ ~~（２）~~輸出入者コードの先頭８桁で入力した場合は、システムで後４桁に「００００」を補完する					
60		バンニング場所名	VN	an	70			F	F	F	F	X	X	~~F~~	~~F~~	○	○	~~○~~	~~○~~	保税地域ＤＢまたは国内用輸出入者ＤＢ（バンニング場所コード（１欄目））	X	X	X	X	X	X	－	－			（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される蔵置場名が、申告すべき蔵置場名と異なる場合に入力					
61		バンニング場所住所１（都道府県）	VA	an	15			C	C	C	C	X	X	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~	国内用輸出入者ＤＢ（バンニング場所コード（１欄目））	X	X	X	X	X	X	－	－			~~コンテナ扱い申出の場合に、バンニング場所コード１欄目に対してシステムに地域名が登録されていない場合は、必須入力~~					
62		バンニング場所住所２（市区町村（行政区名））	VAS	an	35			C	C	C	C	X	X	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~	国内用輸出入者ＤＢ（バンニング場所コード（１欄目））	X	X	X	X	X	X	－	－			~~コンテナ扱い申出の場合に、バンニング場所コード１欄目に対してシステムに地域名が登録されていない場合は、必須入力~~					
63		バンニング場所住所３（町域名・番地）	VAC	an	35			C	C	C	C	X	X	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~	国内用輸出入者ＤＢ（バンニング場所コード（１欄目））	X	X	X	X	X	X	－	－			~~（１）コンテナ扱い申出の場合に、バンニング場所コード１欄目に対してシステムに地域名が登録されていない場合は、必須入力~~ ~~（２）バンニング場所住所３（町域名・番地）欄で、バンニング場所の住所を入力しきれない場合は次項目に入力~~					
64		バンニング場所住所４（ビル名ほか）	VAB	an	70			C	C	C	C	X	X	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~	国内用輸出入者ＤＢ（バンニング場所コード（１欄目））	X	X	X	X	X	X	－	－								
65		記事（税関用）	NT1	j	140			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~		C	C	C	C	C	C	○	○								
66		記事（通関業者用）	NT2	j	70			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~		C	C	C	C	C	C	○	○								
67		記事（荷主用）	NT3	j	70			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~		C	C	C	C	C	C	○	○								
68		社内整理用番号	REF	an	20			C	C	C	C	C	C	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~		C	C	C	C	C	C	○	○								
69	50	輸出統計品目番号	CMD	an	9			M	C	M	C	C	C	~~M~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~		M	C	M	C	C	C	○	○		輸出統計品目番号	（１）輸出統計品目表の番号、統計細分を続けて入力 （２）「ＮＡＣＣＳ用」欄に「†」及び「†1」がある場合は、ＮＡＣＣＳ用の輸出統計品目番号を入力 （３）通過貿易統計上対象の場合は、必須入力 （４）少額申告、または展示等積戻し申告の場合は、輸出統計品目番号の先頭４桁のみ入力可 （５）少額申告の場合は１欄のみ入力可					
70	*	ＮＡＣＣＳ用コード	CMS	an	1			M	X	M	X	C	X	~~M~~	~~X~~	○	○	~~○~~	~~○~~		M	X	M	X	C	X	○	○			（１）輸出統計品目表のＮＡＣＣＳ用を入力 （２）必要に応じ、貨物の属性を入力 （３）展示等積戻し申告の場合は、「Ｔ」のみ入力可 Ｘ：少額合算の貨物 Ｅ：統計計上除外の貨物 Ｙ：再輸出の貨物 Ｔ：通過貿易統計対象の場合					
71	*	品名	CMN	an	40			F	M	F	M	M	M	~~F~~	~~M~~	○	○	~~○~~	~~○~~	輸出品目ＤＢ	F	M	F	M	M	M	○	○	輸出品目ＤＢ		入力された品目コードが、システムに品名が特定できないものとして登録されている場合は、必須入力					
72	*	数量（１）	QN1	n	12			C	X	C	X	C	X	~~C~~	~~X~~	○	○	~~○~~	~~○~~		C	X	C	X	C	X	○	○			（１）統計計上を要する品目の場合に、数量を入力 （２）統計用の第１数量と第２数量の入力順は特定しない （３）小数部２桁まで入力可		○			
73	*	数量単位コード（１）	QT1	an	4			M	X	M	X	M	X	~~M~~	~~X~~	○	○	~~○~~	~~○~~		M	X	M	X	M	X	○	○		数量単位コード	（１）統計計上を要する品目の場合は、入力された数量単位が統計単位に換算可能であること （２）再輸出の貨物の場合または通過貿易統計計上対象の貨物の場合は、数量単位コード（１）または数量単位コード（２）に重量系の入力があること					
74	*	数量（２）	QN2	n	12			C	X	C	X	C	X	~~C~~	~~X~~	○	○	~~○~~	~~○~~		C	X	C	X	C	X	○	○			（１）統計計上を要する品目の場合に、数量を入力 （２）統計用の第１数量と第２数量の入力順は特定しない （３）小数部２桁まで入力可		○			
75	*	数量単位コード（２）	QT2	an	4			M	X	M	X	M	X	~~M~~	~~X~~	○	○	~~○~~	~~○~~		M	X	M	X	M	X	○	○		数量単位コード	（１）統計計上を要する品目の場合は、入力された数量単位が統計単位に換算可能であること （２）再輸出の貨物の場合または通過貿易統計計上対象の貨物の場合は、数量単位コード（１）または数量単位コード（２）に重量系の入力があること					
76	*	ベーシックプライス按分係数	BPA	n	18			C	X	C	X	C	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		C	X	C	X	C	X	○	○			（１）価格按分により申告価格を算出する場合は、按分係数を入力 （２）小数部２桁まで入力可 （３）ベーシックプライス通貨コードに入力がある場合は、入力不可		○			
77	*	ベーシックプライス通貨コード	BPC	an	3			C	X	C	X	C	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		C	X	C	X	C	X	○	○		通貨コード（ＩＳＯ４２１７・英字）	（１）価格按分によらずＦＯＢ価格により申告価格を算出する場合（無償貨物の場合）は、ＦＯＢ価格の通貨種別を入力 （２）ベーシックプライス按分係数に入力がある場合は、入力不可 （３）展示等積戻し申告の場合は、「ＪＰＹ」のみ入力可					
78	*	ベーシックプライス金額	BPK	n	18			M	X	M	X	M	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		M	X	M	X	M	X	○	○			（１）価格按分によらずＦＯＢ価格により申告価格を算出する場合はＦＯＢ価格を入力 （２）価格按分により申告価格を算出する場合は、入力不可 （３）ベーシックプライス通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、小数部２桁まで入力可 （４）ベーシックプライス通貨コードが「ＪＰＹ」の場合は、小数部入力不可		○			
79	*	他法令コード	BL_	an	2	5		C	C	C	C	X	X	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~		C	C	C	C	X	X	○	○		他法令コード	（１）関税法第７０条関係の許可承認等を添付する場合は、入力 （２）５法令を超える分については、「記事（税関用）」欄に入力。ただし、５法令を超える場合であっても、輸出抹消仮登録を証明する旨のコードを入力する場合は、本欄に入力 （３）輸出承認証等識別に輸出抹消仮登録を証明する旨の入力がされた場合は、システムで輸出抹消仮登録を証明する旨のコードを入力 （４）システムで輸出抹消仮登録を証明する旨のコードと、マニュアルで輸出抹消仮登録を証明する旨のコードが混在して入力されていないこと					
80	*	輸出貿易管理令別表コード	ET	an	5			C	C	C	C	X	X	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~		C	C	C	C	X	X	○	○		輸出貿易管理令別表コード						
81	*	外為法第４８条コード	G48	an	1			C	C	C	C	X	X	~~C~~	~~C~~	○	○	~~○~~	~~○~~		C	C	C	C	X	X	○	○			Ａ：外為法第４８条第１項（個別許可） Ｃ：外為法第４８条第１項（特定包括許可） Ｆ：外為法第４８条第１項（一般包括許可） Ｇ：外為法第４８条第１項（特別返品等包括輸出許可）					
82	*	関税減免戻税コード	RE	an	5			C	C	C	C	X	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		C	C	C	C	X	X	○	○		関税減免戻税コード	関税定率法または関税暫定措置法等の規定に基づき減免戻税を受けた場合に、該当する条項をコードで入力					
83	*	内国消費税免税コード	TR	an	1			C	C	C	C	X	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		C	C	C	C	X	X	○	○		内国消費税免税コード	内国消費税関係法規の規定に基づき免税または税の還付を受ける場合に、その税種別をコードで入力					
84	*	内国消費税免税識別	TS	an	1			M	M	M	M	X	X	~~X~~	~~X~~	○	○	~~－~~	~~○~~		M	M	M	M	X	X	○	○			内国消費税の免税または還付の適用を受ける場合は、全部該当、一部該当の別を入力 Ａ：全部該当 Ｐ：一部該当					